

ひかり協会会報

ふれあい

発行

公益財団法人 ひかり協会
 ☎530-0022 大阪市北区浪花町13-38
 千代田ビル北館2F
 ☎代表06(6371)5304
 URL <http://www.hikari-k.or.jp>
 発行責任者 理事長 前野 直道
 編集責任者 常務理事 塩田 隆

ひかり協会と私

健康な体でありたい

(徳島)

小笠原

理知子

第189号の記事

2023年度事業報告	3
就任のご挨拶、新理事体制／西から東から	4
「新・健康づくりIX」（最終回）	5
修正版「終生にわたる事業と運営・体制の構想」(案) (主な修正箇所と見解)	6・7
厚労省から新しい事務連絡が発出されました	8

小学5年生の時、父が森永の印の保険証を見せられました。岡山の病院まで診察を受けに行った思い出があります。あまりにもたくさんの心配をかけました。事務所と何度も関わってました。母と一緒に事務所に行つて、相談したこともありました。交流会などは、日曜日は仕事があったため、参加しませんでした。印象に残っているのは、ふれあい活動でした。守る会の会員さんが私の家に来てくれ、畑の話をしたりして楽しいひと時を過ごしました。

今までの私を振り返りたいと思います。私が中学2年生の時、下宿していた高校生のお姉さんが女学生の雑誌を渡してくれました。そこに書かれていたのは、ろうあの高校生の女の子が先生に勧められて普通の学校に行つて勉強していたという内容でした。父にこの雑誌を読んでもらいました。「行きたいのか」とびっくりして言われました。担任の先生は賛成しませんでした。それでも父は普通の学校へ行かせてくれました。徳島県立聾学校から、普通の中学へ転校しました。中学1年生になつてから勉強を始めました。しばらくすると「もう一度聾学校へ行きたい」と母に言いま

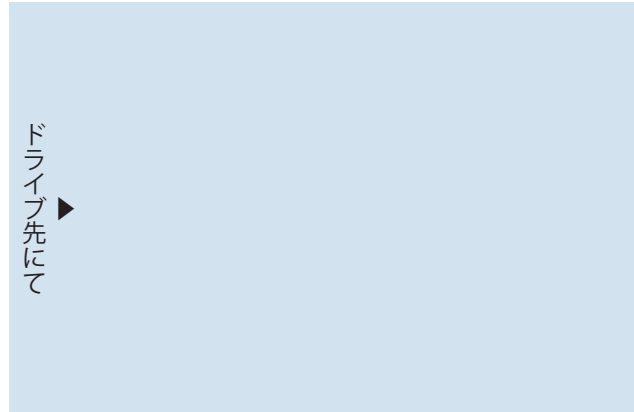
した。手話を使わない周りの人たちに馴染めなかったのです。母には「せっかく普通の学校に入っているのだから、このままにしたらいい」と言われました。私は辛いと思いつながら、我慢して、普通の中学校に通い続けました。3年間、何となく過ごしました。勉強は家庭教師と一緒にして、普通の高校へ入学できたので安心しました。

その後、県外の歯科技術専門学校へ進んで学びました。夜間部だったので、午前は歯科医院に勤めていました。夜は勉強や技術を習格を取ることができました。徳島へ帰って、自宅から歯科医院へ勤めていました。あつという間に3年たっていました。

その後、理容師の旦那さんと結婚しました。理容師の資格を取るため、訓練学校へ行きました。1年間理容

の勉強や技術を習いました。国家試験に合格できて、理容の資格を取ることができました。

私には、ひとりっ子の息子がいます。聾学校の教育相談で息子を連れて言葉の訓練をしていましたが、普通の学校へ行くことができませんでした。幼稚部の時、息子と一緒に家から学校へ通いました。小学部1年生から6年生までは、家が遠いので寄宿舎で過ごしました。中学部2年生の時、



「家から通いたい」と息子が言いました。高等部専門科を卒業するまで家から通っていました。息子は「電気工事をしたい」と言っていました。西部テクノスクールで1年間電気の勉強や技術を習いました。しかし、国家試験の筆記には不合格でしたが、技術試験は合格でした。電気工事の資格

を取ることはできませんでしたが、仕方ありませんでした。息子は野球や陸上も頑張っていて、国体の選手にも選ばれました。私は仕事があつたので直接応援には行けませんでしたが、息子のことは家で応援していました、頑張っている息子のことはすごいと思っています。現在息子とは老人ホームへ行って散髪をしたり、自宅でお米を作ったりしています。私も田植えや稲刈りの手伝いをしています。健康のために事務所から教

わった万歩計を身につけて

います。歩数を記録して事務所にファックスを送っています。目安は四国一周八十八札所巡りの距離です。事務所の人が計算してくれます。平成28年から始めて現在に至っています。今は5週目に入りました。事務所の人から励ましの言葉がありました。頑張ろうと思っています。

1年に1回健康診断を受けています。異常がしばしばありました。食事や飲み物を変えたり、改善したりしています。これからはずっと健康な体でありたいと思っています。

1年に1回健康診断を受けています。異常がしばしばありました。食事や飲み物を変えたり、改善したりしています。これからはずっと健康な体でありたいと思っています。

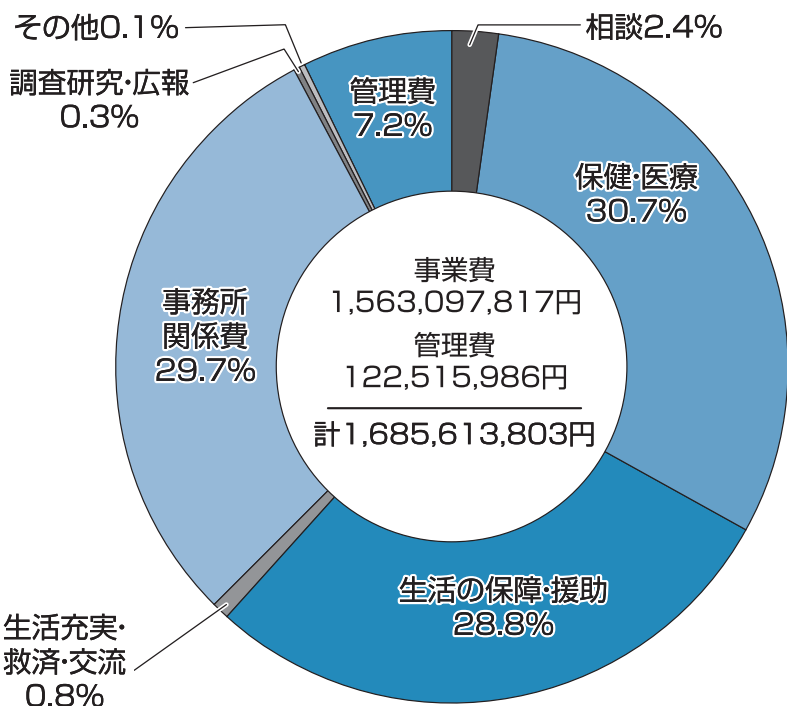
▲自宅の水田前にて

事務所より

小笠原さんは健康維持のためにコツコツと努力を続けられる方です。平成28年から始められた歩数記録の取組は8年間継続されており、生活習慣の1つになっています。10日に1回送つてくださる歩数記録を私たちも楽しみにしています。お仕事の都合で協会行事に参加することは難しいのですが、昨年度の健康懇談会にはZoomを活用して初めて参加されました。お仕事がお休みの日には、ご主人とお花見やイルミネーションなど、季節を楽しむドライブに行かれています。これからも小笠原さんが健康でご家族との生活が続けられるよう、行政保健師等関係者と共に支援していききたいと思っています。

2023年度 事業報告

2023年度決算(経常費用)の状況



協会と連絡を希望する被害者5233名(2024年3月31日現在)を対象に実施した2023年度の事業内容は、今年6月の第14回評議員会で事業報告書としてまとめられたので、その主な内容をお知らせします。

重点事業の取組促進

2021年度以降、ひかり協会は、2つの重点事業である障害のある被害者の生活設計実現と、自主的健康管理の援助事業の充実をめざす第三次10カ年計画

(2021年度から2030年度)に基づき、事業に取り組んでいます。

2023年度は、第三次10カ年計画前期(2021(2024年度)の3年目)として、2つの重点事業の達成に取り組み、新型コロナウイルス感染症対策を取りつつ、ほぼ計画どおり実施することができました。

事業の促進を図るため、森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会(守る会)に組織的な協力を求め、守る会との現地二者懇談会や救済事業協力員活動を「事業推進の軸」と位置づけ重視しました。

相談・保健・医療

相談事業は、ブロックを単位に計画的に対応し、1659名に実施しました。救済事業協力員制度要綱に基づく救済事業協力員活動の促進をめざし、「連帯

生活の保障・援助

して健康を守るネットワークづくりの一環として、健康についての「呼びかけ」活動を4086名の被害者に実施しました。被害者が受診する検診は、公的健診を基本とし、障害のある被害者には協会による検診を実施しました。

障害のある被害者が安心して心豊かに暮らしていくために、対象者本人の意思を尊重し、障害者総合支援法に基づく事業などの情報を提供し、生活設計実現の援助に取り組みました。2023年度は、「生活の場」の確保・変更について11名、後見的援助者の確保・変更について4名が実現しました。

就任のご挨拶

(理事長) 前野 直道

6月の評議員会で、理事11名が選任され、その後開催された理事会で理事長に再任していただきました。

被害者の声を反映することを重視し、すべての被害者が亡くなり恒久救済が完遂するまで存続する」と明記いたしました。

1974年5月にひかり協会が設立されて50年の歳月が流れました。前例のない救済事業をどのように実施していけばいいのかわからない中、被害者の親族のご要望を尊重しつつ、専門家の助言を受けて様々な事業内容を創り上げてまいりました。おかげさまで、多くの被害者のみなさまから「いつまでもひかり協会があってほしい」と願っていただけるようになりました。

救済事業の完遂まで、まだまだ長い道のりではありますが、「ひ素ミルク中毒の被害者になったことは不幸な出来事であったけれど、ひかり協会による救済事業があつたことで、幸せな人生を送ることができた」とすべての被害者のみなさまに思っていただけのように、粉骨碎身の覚悟をもって邁進いたします。関係のみなさまのご理解ご協力をたまわりますよう、よろしくお願い致します。

現在、「守る会からの提言」を受けて修正版「終生にわたる事業と運営・体制の構想」(案)を作成いたしました。この案のなかでも「ひかり協会は最後まで



新理事体制

第14回評議員会(6月2日)において、理事の改選が左記のとおり承認されました。

また、評議員会後の第240回理事会で、代表理事(理事長)及び業務執行理事(常務理事)が選任されました。

役職名	氏名	備考
理事長	前野直道	森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会 全国本部相談役
常務理事	平松正夫	森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会 全国本部事務局長
常務理事	塩田隆	森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会 全国本部副理事長
理事	金子武嗣	金子・中・森本法律特許事務所(弁護士)
理事	藤崎清道	東京都赤十字血液センター(医師)
理事	松原由美	早稲田大学人間科学学術院人間科学部保健福祉科学科(教授)
理事	港毅	森永乳業株式会社 取締役常務執行役員
理事	村井知実	元ひかり協会西近畿地区センター事務所センター長
理事	川崎良	大阪大学大学院医学系研究科社会医学講座公衆衛生学教授
理事	福田祐典	医療法人翠会HCG精神医学研究所所長(医師)
理事	重藤和弘	医療法人徳洲会湘南鎌倉総合病院臨床研究センター顧問(医師)

西から 東から

▼仲間の大変だった人生、そしてそれに寄り添う協会職員の話を感じ動と共に読んでいます。(大阪 S)

▼宮野先生の「解りがたいし解らないから解ってほしい」とする営みには共感しました。自分も日頃どこかで感じていることも、こうして文章にして頂くことで少しだけ解ってきます。(岡山 M)

▼胃がん手術2回に腰椎手術と大きな手術を3回していますが、運動にしろ趣味にしろ、できる事をできる範囲でやっています。(三重 Y)

▼心が硬直化しないように、興味や関心が遠のいてゆくことがないように、人生を歩んでいきたい。(兵庫 Y)

▼今の自分自身は過去の集積そのもので、過去を失えば現在を含めて今後どうして生きていったらよいか、不安になります。(高知 Y)

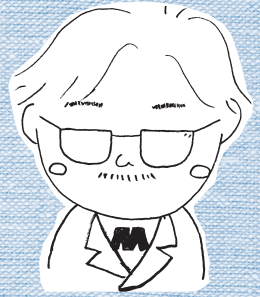
▼加齢に伴う心身の劣化を受け止める心の余裕を持ちたいです。(滋賀 Y)

シリーズ

新・健康づくりⅩ 〈最終回〉

救済事業専門委員 宮野栄三
医師

老いを生きる事の “いのち”



今回で、私の担当は一旦
終わりととなります。これま
での文章を読み返してみま
すと、自分なりに絞り出す
ような苦勞の軌跡を感じま
す。内容的には、「散文的
で抽象的だなあ」と思いま
すが、「結構、新しい発想
も表現されているな」とも
思います。書いたあと、読
み返すまではすっかり忘れ
ているのですが、何度もそ
の時々に読んでみると、お
もしろいと自分でも思いま
す。皆さんも、もしお暇で
したら、読み返していただ
いて、御自分の思いに重ね
合わせるものがあれば幸い
です。

結局のところ、老いを生
きていく事は、はじめから
答えがあるのでなく、時の
流れに応じて、新しく生み
出していくものだと思います。
生きる事のダイナミズ
ムをとどめるのではなく、
老いていく事そのものにダ
イナミックないのちの営み
が必ずあるものなのでしょ
う。

【年をとるのは山に登る
ようなもの。息は切れる
けれど景色はずっとい
い。(イングリッド・
バーグマン)】

「老いていく事は山を降
りていくもの、いかに上手
に降りていくかが大切なこ
と」って、発想が当たり前
にあります。山を登って
いくもの、そして、そこか
ら見える景色は未知の景色
で、得も言われぬ世界がひ
ろがっているかともいう発
想に、はっとしました。衰
えや喪失や苦勞やつきぬ悩
みや孤独感を抱えつつも、
老いという山を登っていく
事。それは、ひとりじゃな
く、人々と共通の道を、焦
らず、無理せず、頑張りす
ぎず、確かな一步の積み重
ねで登っていく事。その道
中で、立ち止まったり、休
んだり、道すがら人々と同
伴しながら、山を分け入っ
ていく。時々、風景が飛び
込んできたり、広がってみ
たり。自分なりのテンポで
歩めばいいし、元気に歩む

事もあれば、とろとろとよ
ろめきながら歩むこともあ
る。自力では歩めず、手助
けを受けてもいい。老いの
山登りとはそういう事なん
だろう。フレイルって、必
ずつきもの。いつでも元気
になんてありえない。だか
ら助けが必要だし、助けて
いただくことそのものにも
意味を感じながら、登って
いく。心のフレイルは多
分、体のフレイルよりも、
可塑性のあるもののような
気がする。だから、心の運
動は山登りの中でこそ、発
達しうるものだと思う。若
い時とは違った特性の、心
のみずみずしさや味わいと
いったものなのだろう。老
いの山登りは、ある意味、
人間の発達のプロセスなの
だろう。一定登ってみて、
振り返るのも大事なのだろ
う。

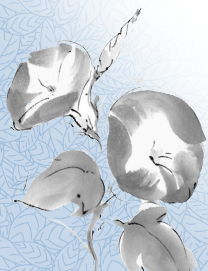
【自分は世界の中心。で
も自分は世界の一部。
「自己愛ってなんだらう
について」(中井久夫)】

あとに続く、これからの

世代の人たちの事を見渡
し、これからの人たちの歩
みを良きものにと祈りつ
つ、為すべき事・為したい
役割が見えてくるのだら
う。その際、大事なものは、
対話でありアサーショント
レーニングの姿勢を身に着
けていく事なのだろう。
(老いだからこそその知恵)

以上、最終回にして、さ
らに散文的になりました。
思いつく事を素直に書いて
いるので、仕方ありませ
ん。また書いたあとに、内
容を忘れる事でしょう。け
ど、時には自分でも読み返
してみたいと思っていま
す。

そこにある価値を感じる
かもしれないし、変容して
いくかもしれないと思いま
す。それが、老いを生きる
事の “いのち” のような気
がします。



修正版

「終生にわたる事業と運営・体制の構想」(案)

(主な修正箇所と見解)

「終生にわたる事業と運営・体制の構想」(案) (以下、「構想」(案)) に対して、守る会をはじめ、地域

救済対策委員会、事務局などにおいて広く討議され、多くの意見が寄せられました。それらを踏まえて2024年5月の理事会で、修正版「構想」(案) を決定しました。

【主な修正箇所について、理事会の見解を含めて簡潔に説明したいと思います。】

「構想」に係る基本的事項

1. 「三者会談」等の将来

当初の「構想」(案) では、被害者の状況(特に障害のある被害者の状況)を最もよく把握しているのはひかり協会であり、守る会に代わって被害者の実情や要望に応じて行政協力を求めたり森永乳業に要望した

りするなど、「三者会談」

で必要な提起は可能であると考えました。それに対して、特に専門家の方々からは「守る会や被害者の意見・要望を反映させ続けるべき」という原則的なご意見を多くいただきました。理事会も、「三者会談方式による救済事業を存続させるためには、守る会の「三者会談」構成団体としての役割は欠かすことができない」と考え、次のように修正しました。

「守る会が「三者会談」の構成団体から外れて以降も、「三者会談」等は厚生労働省・森永乳業・ひかり協会の三者によって継続する」



守る会の組織活動が必要最小限に縮小されて以降も、被害者が三者会談確認

書の精神を尊重する立場で

「三者会談」に出席できるようにする。そのために、出席者の確保や出席方法など被害者の出席を保障する仕組みについて守る会をはじめ三者で協議し、必要に応じて「三者会談」等会議運営規則を改正する。

下線部のように加筆修正して、守る会や被害者の出席を保障するようにしました。

2. 公益財団法人 ひかり協会の将来

多くの専門家の方々から

「被害者としての意見をきちんと取り上げ事業に反映させるなど、ひかり協会の救済事業は、当事者主体に貫かれなければならない」という、救済の基本に立ち返るべきご意見をいただき次のように加筆しました。

守る会の組織活動が必要

最小限に縮小されて以降も被害者の意見・要望は重視しなければなりません。そのため、ひかり協会が被害者の意見・要望を聞き取る場を定期的に設定するなどの具体的な方法を、ひかり協会と守る会が協議して決定し、準備期間を経て実施する。

このように、「ひかり協会は最後まで被害者の声を反映する」という協会の立場を明確にしました。

「構想」に係る具体的事項

1. 終生にわたる

ひかり協会の事業

(2) 保健・医療事業

① 自主的健康管理の

援助事業

ア. 救済事業協力員

活動

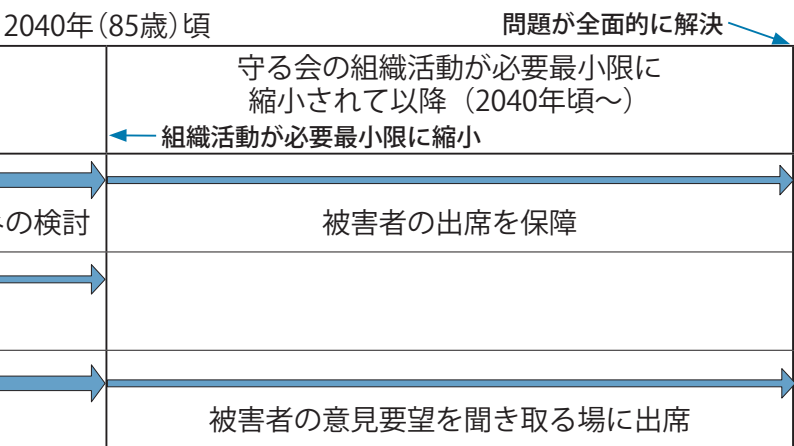
20数年間の協力員活動は、検診受診率の向上や連帯して健康を守るネットワークづくりにおいて大きな成果があったと考えています。これらの成果も踏まえて「構想」(案) では、

2030年度で終了することとしました。

ただ、協力員活動終了後も被害者同士のつながりを希望する被害者もいますので、次のように加筆しました。

なお、被害者同士のつながりを希望する場合は、連絡を取り合えるような仕組みの検討を行う。

内容については、第三次10カ年計画の総括を踏まえた「構想」に基づくあり方等のなかで具体化します。



才、高齢期の課題に対する総合的な相談活動

障害のある被害者以外の相談については、市区町村窓口や地域包括支援センターなどの関係機関を主体的に活用していただくことが基本です。ただ、自力で行政や社会資源に結びつくことが困難な方に対しては、行政や地域の社会資源に結びつけるなど適切な相談対応を行います。介護など高齢期の課題に対する相談についてはご心配の声もありましたので、次のように加筆しました。

今後増加すると予想される介護の課題については、都道府県や市町村の窓口課が介護保険担当課や地域包括支援センター・居宅介護支援事業者等の関係機関と連携して適切な対応が行われるよう、行政協力の仕組みづくりを促進する。

今後も、森永ミルク中毒事件全国担当係長会議や行政協力懇談会において、行政協力の仕組みづくりに取り組んでいきます。

(5) 被害者の交流等の事業
①現地交流会
宿泊を伴う交流会については、高齢期の様々なリスク(転倒・感染・誤嚥など)やヘルパーの確保の課題、身体機能や認知機能の低下による外出困難などの問題もあり、それらを踏まえて、日帰りにするなど規模の縮小やWeb機器の活用も含めた多様な取組について守る会と合意を図る。

一部修正しました。
また、被害者同士の交流やつながりを求める意見や、守る会として行う交流活動がいつまでできるかという不安も出されましたので、次のように加筆しました。

都府県本部活動及び支部活動など守る会の交流活動の企画に関する相談があった場合は、可能な範囲で協力する。

障害のある被害者の参加に関する相談や講師の紹介などについて、守る会の交流活動の企画に関して協力できるようにしました。

2. 終生にわたるひかり協会運営・体制

(1) 事務局の運営・体制の将来

①地区センター事務所の機能終了と相談所の設置
概ね賛成意見が多数でしたが、地区センター事務所閉所後の体制について、一部不安の声がありました。

「構想」(案)で示したように、地区センター事務所を閉所した後は本部事務局が統括しますが、各ブロックの職員は相談所において、主として相談事業に限定した業務を行い、行政や関係機関との連携も担います。相談所閉所後は、本部職員が担当を引継ぎ、現地の相談員と連携して対応します。具体的な相談所の業務内容や本部統括の仕組みなどの詳細については、出されたご意見も参考にして「運営・体制の移行計画」を作成し、2026年度に検討する予定です。

附則

「恒久救済が何をもって

完遂したと判断するのか」などについては、「IV. 附則」に追加の項目を立て、

2. 恒久救済の完遂の判断について
すべての被害者が亡くなり恒久救済が完遂することなどの判断については、将来的に守る会・厚生労働省・森永乳業・ひかり協会など関係者の協議を経て決定しなければならぬ。

と加筆して、将来的に検討することを明確にしました。
これらの内容を踏まえて、修正版「構想」(案)の検討を進めていくってください。



2030年 (75歳)

2035年 (80歳)

守る会の役割	第三次10ヵ年計画 (2021~2030年)	第三次10ヵ年計画後の5年間 (2031~2035年)	2036~2040年頃
「三者会談」等への出席	現行どおり	構成員・開催頻度の縮減	被害者の出席を保障する仕組み
評議員・非常勤理事・監事の推薦	現行どおり	新しい構成・規模について合意	
(拡大) 本部二者懇などへの出席	現行どおり		

厚労省から新しい事務連絡が発出されました！

本号の6・7面に修正

版「構想」(案)の説明があります。そのなかの「高齢期の課題に対する総合的な相談活動」のところ、障害のある被害者以外の被害者の介護に関する相談について、「窓口課が介護保険担当課や地域包括支援センター・居宅介護支援事業者等の関係機関と連携して適切な対応が行われるよう、行政協力の仕組みづくりを促進する」としました。その具体化のひとつとして、6月21日に健康・生活衛生局総務課(窓口課)、老健局関係3課の連名による事務連絡「森永ひ素ミルク中毒被害者の介護サービスの利用等に関する相談への対応について(依頼)」が発出されました。その内容についてポイントをしぼって紹介します。

1. 被害者の実態

「森永ひ素ミルク中毒事件発生から69年の歳月が経過し、被害者の高齢化に伴い、介護サービスの利用等のさらなる増加」「自力で行政や社会資源に結び付くことが困難」と被害者の実態の説明があり、「ひかり協会が被害者に代わって、都道府県又は市町村の窓口課に相談する事例が増加することが想定されることから、窓口課における対応についてまとめた」と事務連絡発出の理由が明記されています。

2. 窓口課の具体的な対応

①ひかり協会↓(都道府県又は市町村) 窓口課↓市町村の介護保険担当課への情報共有

窓口課は、ひかり協会から得た被害者の生活の状況

や介護サービスの意向等の情報共有を行うこととしています。

市町村の介護保険担当課は要介護認定や被保険者証の交付などの役割を持っているため、ひかり協会からの情報が共有されることは重要です。

②介護保険担当課↓地域包括支援センターや居宅介護支援事業所等への情報共有の依頼

窓口課は、市町村の介護保険担当課に対して、ひかり協会から得た被害者の生活の状況や介護サービスの意向等を、地域包括支援センターなどの関係機関にまで情報共有するとともに、ひかり協会と十分な連携を図るよう依頼することとしています。

介護サービスの利用に関して、ケアプランの作成や

高齢者の様々な相談など、被害者と直接関わるのは地域包括支援センターや居宅介護支援事業所等であり、これらの関係機関にまで情報共有がなされることも重要です。

③救済事業に係る情報共有
どのような情報を共有するのかについては、ひかり協会から得た被害者の生活の状況や介護サービスの意向等の情報と同時に、「救済事業に係る情報共有を含む」と記述されています。これは、森永ひ素ミルク事件とその被害者の実態やひ

かり協会が行う救済事業などの基本的な情報をさしています。窓口課はよくご存じなのですが、介護保険担当課まで周知されていないことも多いと思います。ましてや地域包括支援センターや居宅介護支援事業所(ケアマネジャー)などの関係機関となると、ほとんど知られていません。今回の事務連絡では、ひかり協会のホームページや関係機関向けパンフレットを活用して、基本的な情報も共有するように求めています。

事務連絡 令和6年6月21日

衛生主管部(局) 各都道府県 御中
厚生労働省健康・生活衛生局 総務課
介護保険主管部(局) 厚生労働省老健局 高齢者支援課
認知症施策・地域介護推進課
老人保健課

森永ひ素ミルク中毒被害者の介護サービスの利用等に関する相談への対応について(依頼)

(公財)ひかり協会が行う森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業(以下「救済事業」という。)(については、「三者会談確認書(昭和48年12月23日)」に基づき、「(公財)ひかり協会の行う事業に対する協力について(依頼)」(平成3年7月8日衛食第91号厚生省生活衛生局食品保健課長通知)により御協力をお願いしているところでです。

また、森永ひ素ミルク中毒被害者(以下「被害者」という。)の高齢化が進んでいることを踏まえ、介護サービスの利用等に関して、被害者や(公財)ひかり協会から相談があった場合には、別添の「(公財)ひかり協会による森永ひ素ミルク中毒被害者の介護サービスの利用等に関する相談への協力について」(平成25年2月27日食安企発第0227第3号・老高発第0227第1号・老振発0227第1号・老老発0227第2号厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課長・老健局高齢者支援課長・振興課長・老人保健課長連盟通知)に基づき、市町村において適切な対応がなされるよう、管内市町村への周知等をお願いしてきています。

今般、森永ひ素ミルク中毒事件発生から約69年の歳月が経過し、被害者の高齢化に伴い、介護サービスの利用等のさらなる増加が想定されており、被害者が自力で行政や社会資源に結び付くことが困難な場合に、(公財)ひかり協会が、被害者に代わって、被害者が居住する都道府県又は市町村の森永ひ素ミルク中毒関係担当窓口課(以下「窓口課」という。)に相談する事例が増加することが想定されることから、改めて窓口課における対応について下記の通りまとめたため、御し知いたたくとも、管内の市町村へ周知いたたくようお願いいたします。

記

- (公財)ひかり協会から窓口課に対し、被害者の生活の状況や利用する介護サービスの調整にあたっての意向等について情報提供があった場合には、被害者が居住する市町村の介護保険主管部局への情報共有(救済事業に係る情報共有を含む。)を行うこと。
- 併せて、介護保険主管部局に対し、被害者が利用する地域包括支援センターや居宅介護支援事業所等への情報共有(救済事業に係る情報共有を含む。)を適切に実施するとともに、(公財)ひかり協会と十分な連携を図るよう依頼すること。